

令和 5 年 3 月 16 日

社会福祉法人錦江会

行動計画

職員が、仕事と子育てを両立させることができ、全職員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 行動計画期間 令和 5 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間

2 内容

目標 1 育児・介護休業法に基づく育児休業、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

対策 当該諸制度に関するリーフレット等資料の職員への配布や施設内での掲示、及び管理職研修などを行うことで制度の周知を積極的に行い、制度を利用しやすい環境づくりを推進し、仕事と育児の両立を支援する制度を整える。

時期 令和 5 年 4 月～

目標 2 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供・研修の実施

対策 性別役割分担意識等に関する管理職研修を実施し、その後各部署で性別役割分担意識等の意識調査・事例調査を行う。その結果を精査し改善策を作成して職員へ周知する。

時期 令和 5 年 4 月～